

2024 年日本建築学会賞 候補業績募集要領

日本建築学会では、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発展をはかるとともに、わが国の建築文化を高め、公共の福祉に寄与するため、1949 年以来、建築の各分野におけるきわめて顕著な業績を表彰しています。

2024 年日本建築学会賞の候補業績を下記の要領によって公募いたしますので、募集要領にしたがって 2023 年 9 月 8 日（金）17 時（必着）までに審査に必要な資料を提出してください。

2023 年 7 月
一般社団法人日本建築学会
日本建築学会賞選考委員会

論 文

1. 賞の対象

近年中に完成し 2023 年 8 月 31 日までに発表された研究論文であって、学術の進歩に寄与する優れた論文を対象とする。その際、分野を集大成した論文、独創的な単独の論文、さらには新しい分野、境界領域の論文まで幅広く考慮する。

2. 審査の対象

- (1) 会員が推薦または応募したもの
- (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの

3. 審査の資料

- (1) 候補推薦書 1 部

ただし、候補推薦書は 1 枚とする。候補者が複数の場合は候補者欄に連記し、推薦者が複数の場合は推薦者欄に連記する。

（書式 https://www.ajj.or.jp/jpn/symposium/2023/suisen_g.doc）

- (2) 6 項に従って作成した候補論文および梗概と候補論文リスト、各 5 部 ※候補推薦書・候補論文・梗概・候補論文リストは、書面のほか電子ファイルでも CD-R 等の記憶メディアにより提出のこと

（書式について

<https://www.ajj.or.jp/jpn/symposium/2024/Rguide.pdf>）。

- (3) 審査の必要上さらに詳細な資料の提出を求められることがある。
- (4) 資料の作成費は応募者の負担とする。
- (5) 審査の資料は、原則として返却しない。

4. 表 彰

- (1) 1 項で規定した研究論文を対象とするが、賞を受ける者はその研究を行った研究者とする。ただし緊密な共同研究にあっては主となって関与した 2 名以上を表彰することもある。
- (2) 賞は「日本建築学会賞」と称し、賞状、賞牌を授与する。
- (3) 贈呈式は総会の席上で行う。

5. 表彰件数

厳選寡少を旨とし 10 件を基準とする。

6. 候補論文および梗概

候補論文が複数の学術論文等から構成される場合は、順番を付して全体を 1 部とすること。梗概は図表・文献一覧を含

めて A4 判用紙 10 ページ以内にまとめる。候補論文が複数の既発表論文からなる場合は、そのリスト（上記 3 (2) の書式によるもの）を別途作成のうえ添付し、各論文の位置づけを梗概中で引用して明確に述べる。候補論文中に候補者が筆頭著者でない論文が含まれる場合は、その論文の書誌事項を明記のうえ筆頭著者が候補者の業績に含めることを了解している旨の署名（自署：ご本人直筆のサイン）入り文書の原本を 1 部添えること。また過去に学会賞受賞の対象となった論文中に使われた論文は、原則として新たな学会賞の候補論文に加えることはできない。

受賞論文の梗概の電子版（PDF10 ページ以内）は、日本建築学会ホームページ（<https://www.ajj.or.jp/prize-list.html>）で公開される。

なお、論文の概要の記述に際しては、次の (1) (2) が説明されていること。

- (1) 当該研究分野や隣接分野の発展現況の概説
- (2) 候補論文の位置づけ、成果の意義等について、例えば次に示した観点のうちから幾つかを選定して、当該分野に貢献したことを示す。
 - a. 新しい学問分野の開拓
 - b. 新しい概念、フィロソフィ、アイデア等の導入
 - c. 新しい事象、法則等の発見
 - d. 今後の発展への影響、波及効果
 - e. 社会的貢献度、実用的価値
 - f. その他の観点

ただし、過去に応募歴のあるものは、前回の応募時からの業績内容の変化についての説明を付すことが望ましい。

作 品

1. 賞の対象

近年中、国内に竣工した建築（庭園・インテリア、その他を含む）の単独の作品であり、社会的、文化的、環境の見地からも極めて高い水準が認められる独創的なもの、あるいは新たな建築の可能性を示唆するもので、時代を画すると目される優れた作品を対象とする。

2. 審査の対象

会員が推薦または応募したもの。ただし、自薦の場合は一作品の応募に限る。

3. 審査の資料

- (1) 候補推薦書 1 部

ただし、候補推薦書は 1 枚とする。候補者が複数の場合は候補者欄に連記し、推薦者が複数の場合は推薦者欄に連記する。

（書式 https://www.ajj.or.jp/jpn/symposium/2023/suisen_g.doc）

- (2) 写真および主な図面（青写真でもよい）と説明書 1 部
- (3) 候補者が複数の場合は、それぞれの候補者が候補業績にどう関与したかを明記した資料（候補者はその業績に主となって関与した関係者のあいだで了解が得られていること）。ただし、候補者は 3 名以下とする。
- (4) 上記資料は A3 判大のクリアファイル等にとりまとめて提出するとともに、それらを一つの PDF ファイル（20MB 以下）にまとめ、CD-R 等の記憶メディアにより提出する。
- (5) 審査の必要上さらに詳細な資料の提出を求められることがある。
- (6) 資料の作成費は応募者の負担とする。

4. 表 彰

- (1) 真に時代を画するなど受賞に値する作品については重賞を妨げない。
- (2) 1 項で規定した作品を対象とするが、賞を受ける者の選定にあたってはその作品の設計に主となって関与した個人を少数選ぶ。
- (3) 賞は「日本建築学会賞」と称し、賞状、賞牌、銘板を授与する。
- (4) 贈呈式は総会の席上で行う。

5. 表彰件数

厳選寡少を旨とし 3 件を基準とする。

技 術

1. 賞の対象

近年中に完成した建築に関する技術であって、特定の建築・工法・材料・手法等に結実した新しい技術（研究・開発を含む）を評価の対象とする。

（注：継続的な活動によって構築された技術が対象となる場合は業績部門とする）

2. 審査の対象

- (1) 会員が推薦または応募したもの
- (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの
- (3) 本会の委員会活動の成果にかかわるものは、公募の対象としない。
- (4) 特許等にかかわるものにあつては、公開され利用が可能なものに限る。

3. 審査の資料

(1) 候補推薦書1部

ただし、候補推薦書は 1 枚とする。候補者が複数の場合は候補者欄に連記し、推薦者が複数の場合は推薦者欄に連記する。

（書式 https://www.aij.or.jp/jpn/symposium/2023/suisen_g.doc）

- (2) 6 項に記載した候補技術説明書 4 部
- (3) 候補者が複数の場合は、それぞれの候補者が候補業績にどう関与したかを明記した資料。ただし、候補者は 4 名以下とする。
- (4) 候補者が、その業績に主となって関与した関係者のあいだで了解が得られていることを示す資料。
- (5) 特許等にかかわるものは、特許公報・公開特許公報等のフロントページの写し。
- (6) 審査の必要上さらに詳細な資料の提出を求めることがある。資料となる出版物のあるときは、その名称・発行年月日・発行所を示して提出資料に代えることができる。
- (7) 資料の作成費は応募者の負担とする。

4. 表 彰

- (1) 1 項で規定した技術を対象とするが、賞を受ける者の選定にあたってはその技術の確立に主となって関与した個人を少数選ぶ。
- (2) 賞は「日本建築学会賞」と称し、賞状、賞牌を授与する。
- (3) 贈呈式は総会の席上で行う。

5. 表彰件数

厳選寡少を旨とし 3 件を基準とする。

6. 候補技術説明書

候補技術説明書は図表・写真、および関連する文献リストを含めて A4 判用紙 4 ページ以内にまとめる。その際、下記の事項のうち該当する項について記述する。また、引用・関連

文献を添付することも推奨する。その場合は 4 部提出する（コピーでもよい）。

(1) 獨創性・画期性

イ) 比較対象となる技術があれば、その主なものの概要を列挙し、当該分野の技術水準をどのように理解し、把握しているかを要約する。

ロ) 比較対象とした技術に対して、候補技術がいかに優れているか、特にその獨創的であると思う部分、新鮮なアイデア、工夫等、具体的に説明する。

(2) 評価の側面

獨創性に加えて有効性・応用性等の側面で候補技術が評価されることを希望する場合は、その側面を説明する。

(3) 候補者と業績との関係

候補者の業績がその所属する機関または組織内で成し遂げられたものである場合は、当該候補者がその業績達成のために果たした役割を具体的に説明する。

ただし、過去に応募歴のあるものは、前回の応募時からの業績内容の変化についての説明を付すことが望ましい。

業 績

1. 賞の対象

学術・技術・芸術等の進歩に寄与する、論文・作品・技術部門以外の優れた業績であつて、近年中に完成した業績および継続的な活動によってその成果が認められた業績で、次に該当するものを対象とする。

- (1) 建築・都市に関するもの
- (2) 建築の技術・技能に関するもの
- (3) 建築遺産の保存修復に関するもの
- (4) 一連の建築評論・著作・出版事業に関するもの
- (5) 建築・まちづくりにかかわる社会活動に関するもの
- (6) 地球環境の保全・保護に関するもの
- (7) その他この賞の目的に適合するもの

【注】大規模災害の復旧・復興に関する業績を対象とした復旧復興特別賞の募集は 5 年に一度に限って行う。次回の募集は 2024 年、表彰は 2026 年の予定。

2. 審査の対象

- (1) 会員が推薦または応募したもの
- (2) 研究機関・団体および職場が推薦または応募したもの
- (3) 本会の委員会活動の成果に関わるものは、公募の対象としない。
- (4) 特許等にかかわるものにあつては、公開され利用が可能なものに限る。

3. 審査の資料

(1) 候補推薦書1部

ただし、候補推薦書は 1 枚とする。候補者が複数の場合は候補者欄に連記し、推薦者が複数の場合は推薦者欄に連記する。

（書式 https://www.aij.or.jp/jpn/symposium/2023/suisen_g.doc）

- (2) 6 項に記載した候補業績説明書 3 部
- (3) 候補者が複数の場合は、それぞれの候補者が候補業績にどう関与したかを明記した資料（候補者はその業績に主となって関与した関係者のあいだで了解が得られていること）
- (4) 上記資料は、書面により提出するとともに、それらを一つの PDF ファイル（20MB 以下）にまとめ、CD-R 等の記憶メディアにより提出する。

- (5) 審査の必要上さらに詳細な資料の提出を求めることがある。資料となる出版物のあるときは、その名称・発行年月日・発行所を示して提出資料に代えることができる。
- (6) 資料の作成費は応募者の負担とする。

4. 表彰

- (1) 1項で規定した業績を対象とするが、賞を受ける者の選定にあたってはその業績に主となって関与した個人を少数（原則 5 名以下、特別の理由がある場合においては 8 名を限度とする）選ぶ。ただし、組織等で個人を選ぶことができないときは組織等を表彰することもある。
- (2) 賞は「日本建築学会賞」と称し、賞状、賞牌を授与する。
- (3) 贈呈式は総会の席で行う。

5. 表彰件数

厳選寡少を旨とし 5 件を基準とする。

6. 候補業績説明書

候補業績説明書は図表・写真・文献リストを含めて A4 判用紙 4 ページ以内にまとめる。その際、下記の事項のうち該当する項について記述する。なお、引用文献を添付することは差し支えない。

- (1) 独創性（または新鮮である側面）
- イ) 比較対象となる業績があれば、その主なものの概要を列挙し、当該分野の水準をどのように理解し、把握しているかを要約する。
- ロ) 比較対象とした業績に対して、候補業績がいかに優れているか、特にその独創的であると思う部分、新鮮なアイデア、工夫等、具体的に説明する。
- (2) 評価の側面
- 波及効果、社会的貢献等の側面で候補業績が評価されることを希望する場合は、その側面を説明する。
- (3) 候補者と業績との関係
- 候補者の業績がその所属する機関または組織内で成し遂げられたものである場合は、当該候補者がその業績達成のために果たした役割を具体的に説明する。
- ただし、過去に応募歴のあるものは、前回の応募時から業績内容の変化についての説明を付すことが望ましい。

3. その他の共通事項

- (1) 応募および推薦にあたっては候補者全員の了解を得るものとし、故人（応募時点までに逝去）を候補者とする応募および推薦は認めない。
- (2-1) 候補者が、複数の候補業績の候補者となる場合は、「候補状況申告書」（書式自由）に、その部門、候補業績名、候補者名（全員）を明記のうえ、1 部提出すること。
- (2-2) 候補者に、日本建築学会賞の受賞歴がある場合は、「受賞状況申告書」（書式自由）に、その受賞年、部門、受賞業績名、受賞者名（全員）を明記のうえ、1 部提出すること。
- (2-3) 過去に日本建築学会賞受賞の対象となった論文・文献等や、応募中の日本建築学会賞候補業績に使われている論文・文献等は、原則として重複して使うことはできない。やむを得ず最小限の論文・文献等を重複して使う場合は、それらの論文・文献等の名称を明記した「重複業績申告書」を、1 部提出すること。
- (3) 適当な業績がなければ表彰しない場合もある。
- (4) かつて同一部門で受賞した者への重賞はなるべく避ける。
- (5) 賞を受ける者は個人が原則であるが、個人を特定しがたい場合は組織等を表彰する場合がある。
- (6) 表彰する業績の名称および賞を受ける者は、選考の結果、候補推薦書と異なる場合がある。
- (7) 業績の内容が 2 つ以上の部会に関係あるときには、関係部会が協議して審査担当部会を決める。
- (8) 作品・技術・業績の受賞者には、受賞者の負担で業績紹介用の展示パネル等を作成していただく場合がある。
- (9) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の影響により現地審査が実施できないなど、審査に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合は、選考を見送ることがある。
- (10) 過去の受賞業績・受賞者は日本建築学会ホームページ <https://www.ajj.or.jp/prize-list.html> を参照されたい。

各部門共通事項

1. 資料の取扱い

- (1) 資料は所定の候補推薦書に添付する。候補推薦書の書式は本会ホームページからダウンロードすること。
- (2) 提出先
- 〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20
一般社団法人 日本建築学会
日本建築学会賞選考委員会〇〇部門
- (3) 審査のために提出した資料で、返却を希望するものは返却する。ただし、論文部門の審査の資料は、原則として返却しない。
- (4) 受賞者は提出資料 1 部を本会に寄贈する。また、論文部門の受賞者は梗概の電子版（PDF10 ページ以内）を日本建築学会ホームページ（<https://www.ajj.or.jp/prize-list.html>）で公開することをあらかじめ了承するものとする。

2. 日程

2023 年 9 月 8 日 17 時（必着） 応募・推薦締切
2024 年 4 月 理事会で表彰業績の承認後公表
2024 年 5 月 贈呈式（総会）

2024 年日本建築学会賞選考委員会

委員長 広田 直行（日本大学教授）

論文部会

部会長 羽入 敏樹（日本大学短期大学部教授）
幹事 大月 敏雄（東京大学教授）
久田 嘉章（工学院大学教授）
委員 浅野純一郎（豊橋技術科学大学教授）
大宮 喜文（東京理科大学教授）
塩原 等（東京大学教授）
土居 義岳（九州大学名誉教授）
中園 真人（山口大学名誉教授）
藤田 正則（神奈川大学教授）
柳田 良造（岐阜市立女子短期大学名誉教授）
山田 哲（東京大学教授）
山中 俊夫（大阪大学教授）
李 柱国（山口大学教授）

作品部会

部会長 中村 拓志（㈱NAP 建築設計事務所取締役/明治大学特別招聘教授）
幹事 満田 衛資（京都工芸繊維大学教授）
宮崎 浩（㈱プランツアソシエイツ代表取締役）
委員 斉藤 雅也（札幌市立大学教授）

田名網雅人（鹿島建設㈱常務執行役員建築設計本部副本部長）
中島 直人（東京大学准教授）
原田 麻魚（MOUNT FUJI ARCHITECTS STUDIO 代表取締役）
松尾 和生（㈱日本設計建築設計部フェロー）
宮城 俊作（設計組織 PLACEMEDIA・パートナー）
森 傑（北海道大学教授）

技術部会

部会長 河辺 伸二（名古屋工業大学教授）
幹事 楠 浩一（東京大学地震研究所教授）
都築 和代（関西大学教授）
委員 新居 努（㈱大林組設計本部副本部長）
閑田 徹志（鹿島建設㈱技術研究所副所長）
杉山 俊一（㈱日建設計執行役員設計グループプリンシパル）
津田 惠吾（北九州市立大学名誉教授）
林 基哉（北海道大学教授）
原田 真宏（芝浦工業大学教授）
山本 雅史（㈱竹中工務店技術研究所リサーチフェロー）

業績部会

部会長 藤川 昌樹（筑波大学教授）
幹事 池田 芳樹（京都大学教授）
金子 美香（清水建設㈱執行役員）
委員 安東 直（㈱久米設計上級担当役員 CDO/設計本部プリンシパル）
鶴 心治（山口大学教授）
大平 滋彦（㈱竹中工務店大阪本店設計部長）
鍵 直樹（東京工業大学教授）
加藤 誠（室蘭工業大学教授、㈱アトリエブク専務取締役）
腰原 幹雄（東京大学生産技術研究所教授）
後藤 治（工学院大学教授）